

関係各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会部会長 島袋博文

ガス衣類乾燥機設置基準運用解釈の変更について (お知らせ)

標記の件について、ガス衣類乾燥機設置基準の運用解釈が下記のとおり変更されましたのでお知らせ致します。詳しくは、「ガス機器の設置基準及び実務指針 (通称 黒本) 第9次改訂版」(令和4年12月28日第9版改訂)等でご確認下さいますようお願い致します。

記

【移動設置形機器としての取扱い (ガス消費量が5.8kW以下のものに適用)】

・これまでガス衣類乾燥機は、排湿管を固定して使用する場合、常設形ガス機器 (固定式) として取扱いしておりましたが、今回の運用解釈の変更では、主に洗濯機の上に設置されておりますが、それらの維持管理のために移動することもあるため、機器を専用台に固定した場合や、排湿管を固定して使用する場合においても、移動設置形ガス機器として扱うことになったものです。

※ガス衣類乾燥機第9次改訂版抜粋
ガス消費量が5.8kW以下のものに適用
(5.8kWを超えるものは「業務用」)

- ① 移動設置形ガス機器として扱う。
- ② 開放式ガス機器として扱う。
- ③ 排湿管を固定した場合
⇒ 設置工事説明書等に指定された部材を使用して適切に施工
- ④ 隠ぺい部に排湿管を設置した場合
⇒ 設置工事説明書等に指定された部材を使用して適切に施工
- ⑤ 設置形態に合わせた換気口や給気口が必要



以上

(本件問合せ先) 協会事務局 電話098－858－9562